

東京外国語大学コンプライアンス 通報・相談窓口の運営に関する細則

〔平成26年 3月27日〕
規則 第35号

(目的)

第1条 この細則は、東京外国語大学コンプライアンス基本規則（以下「基本規則」という。）第19条の規定に基づき設置するコンプライアンス通報・相談窓口（以下「通報・相談窓口」という。）の運営に関し必要な事項を定め、もって基本規則に定めるコンプライアンス事案への適切な対応を図るとともに、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語は、基本規則において使用する用語の例による。
(通報窓口の運営体制)

第3条 通報・相談窓口への通報については、学内及び学外において対応するものとする。

2 通報・相談窓口の連絡先及び通報手段については、本学に所属する役員及び教職員（国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則第1条に規定する非常勤職員を含む。）、並びに学生その他の構成員に対し、適切な方法で周知するものとする。

3 通報・相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

4 通報・相談窓口に、通報・相談受付管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務企画課長及び総務企画課課長補佐をもって充てる。

5 統括管理責任者及び管理者は、特定のコンプライアンス事案に関しては、当該事案を担当する理事や事務との適切な連携に努めるものとする。

6 通報・相談処理の仕組に関する質問等への対応は、総務企画課が担当する。

(通報の受理等)

第4条 通報・相談窓口への通報は、原則として、自らの氏名及び連絡先等を明らかにした上で、書面又は電子メールにより行うものとする。

2 管理者は、通報の受理に際し、通報者に対しその氏名等の情報について調査関係者以外に漏れないよう細心の注意を払う旨明示するものとする。

(協力者、被通報者等への配慮)

第5条 統括管理責任者は、基本規則第29条及び第30条の規定に基づき協力者及び被通報者への配慮を行うとともに、通報に係る事実がないことが判明した場合において、被通報者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉の回復に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第6条 通報の処理に関与する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の排除)

第7条 通報の処理に当たる者は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。